

第四十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第十五号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 中川 俊思君

理事 多賀谷眞稔君

理事 細谷 治嘉君

理事 田中 六助君

理事 野見山清造君

理事 三原 朝雄君

理事 中村 重光君

出席政府委員

通商産業政務次官 村上 春藏君

通商産業事務官 井上 亮君

通商産業事務官 (石炭局長) 細谷 治嘉君

大蔵事務官 吉瀬 維哉君

(主計官) 通商産業技官 佐藤淳一郎君

(石炭局長) 自治事務官 岡田 純夫君

(財政局財政課長) 参考人 (石炭鉱業合理化事業団理事) 町田 幹夫君

参考人 (九州鉱害復旧事業団理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 滝井義高君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害賠償基金理事長) 天日 光一君

参考人 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

参考人 (石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案) 内閣提出第七〇号

(内閣提出第五九号)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一〇号)

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案(細谷治嘉君外七名提出、衆法第一〇号)

〇加藤委員長 これより会議を開きます

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び細谷治嘉君外七名提出、産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案を議題として、質疑を行ないます。

ただいま議題となっております五法案中、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の参考人として石炭鉱業合理化事業団理事の町田幹夫君、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の参考人として、九州鉱害復旧事業団理事長で鉱害賠償基金理事長の天日光一君に御出席をいたしております。

質疑の通告がありますので、これを許します。

滝井義高君。

〇滝井委員 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、少し逐条的なことを先にお尋ねをして、それからそれに関連する二、三の重要な問題について御質問をしたいと思ひます。

そこでまず第一にお尋ねをしたいのは、条文の

二十五条の九号の二です。今度合理化事業団の業務の範囲の中に、石炭資源の開発に必要な設備資金を貸し付けることが加わったわけです。そこで、現在合理化事業団が炭鉱に貸しておる金で利子補給の対象になるものが二百七十億円程度あることは、先日御説明があったわけです。今度新たにこういう開発に必要な設備資金を貸すことになるわけですが、一体四十年程度の利子の補給のものを定めており、そして二百七十億円程度利子補給の対象として貸し付けておるものの回収方法というのは、一体どういうようにして回収されることになるのか、その二点をひとつ御説明願いたいと思ひます。

〇井上政府委員 まず最初の第一点でございますが、開発資金は、来年度予算におきまして、一応これは合理化事業団からの融資という形でございしますが、二億を予定いたしております。二億というものは非常に少ないというふうにお考えになるかもしれませんが、これは昭和四十年度は今度の新しい制度に基づきます新鉱開発の初年度に当たるわけでございまして、実際の具体計画が四十年度の下期から始められるというふうなことのたために、一応二億を予定いたしております。さらに補足いたしますと、四十年度の二億円の貸し付けの対象といたしましては、原料炭を主体として考えてまいりたいというふうに考えております。

次の、第二点の利子補給等を含めたあとの返済の問題でございますが、ただいま御説明申し上げました開発資金につきましては、これは二十年程度の相当長期の延納を認めようというふうに考えております。利子補給につきましても、これは既往債務についての利子補給でございまして、利子補給を受けまして非常に将来収益性の高い企業になるといふようなことになれば、あるいはそれをまた返済というふうなこともあろうかと思ひますが、一般的には返済というふうなことを考えております。

〇井上政府委員 永久に続けるわけではございません。やはり石炭産業の経理状態の改善のテンポを見まして、この制度の適用を考えていく。ただし、いまのところ、当面昭和四十二年程度までは、やはりこの制度は必要ではないかというふうな考えておりますが、永久ではございません。

〇滝井委員 二十六条の二項九号の二をこらんになると、開発資金の貸し付け及び償還の方法が書いてあるわけですね。当然これは、事業団が貸し付けるときには、その償還の方法もやはりきちっとしなければならぬのではないかと。それは二十七条の二項をこらんになると、その貸し付けの計画をやはりするわけでしょう。そうすると、そういうふうに四半期ごとに近代化資金なり開発資金の合理的な貸し付けの計画を立てる。そうすると、それに裏打ちされた償還の計画というものが当然出てこない、事業団の経理というものがきちっともさつちもいかなくなるという可能性があるわけですから、そこで、これらの状態は一体どういうことになるのか。

〇井上政府委員 返済についての問題でございますが、ただいま先生御指摘のように、事業団は毎年事業計画をつくらなくてはならぬということになっておりまして、当然、事業団の担当いたしております融資業務につきましても、事業年度の四半期ごとに近代化資金の貸し付けとか、あるいは債務保証の計画とかいふようなものをつくるわけでございまして、その内容を政府といたしましても検討いたしまして認可を与えるというふうな仕組みになっておるわけでございます。返済につき

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

第二類第四号 石炭対策特別委員会會議録第十五号

昭和四十年三月三十一日

れる分については返されつつある、しかし違約金は五百万円程度あるということがわかりました。

そうすると、次は二十五条の十です。今度経営の改善に必要な資金の借入れにかかる債務の保証をすることになるわけです。その経営の改善にかかる資金の借入れというのは、これは多く市中銀行から借りることになるのじゃないかと思うのです。そうしますと、その債務の保証については利子補給をしていなかったわけです。市中銀行のものは利子補給はなかった。したがってこれは合理化事業団が、鉱業権者が金を返さないときには、保証人になっておるのだから、かわりに払わなければならぬ場合が出てくる。その実態は一体どうなっておりますか。今度こういう経営改善のための債務の保証ですということになると、これは相当合理化事業団の負担がふえる可能性がある。そこでこの前そこを少し聞いたんですけれども、何かはつきりしなかったんですが、現在合理化事業団が保証している債務の総額というのは一体どの程度あるのか、そして合理化事業団が、鉱業権者が手をあげたために実際に肩がわりをして支払わなければならぬ額がどのくらいあるかということですか。

○町田参考人 ただいま合理化事業団が保証いたしております金額は、時期によって変化いたしますが、現在四十二億と記憶いたしております。合理化事業団が代位弁済をいたしましたケースは、いままでにまだ一件もありません。

○滝井委員 そうしますと結局、債務保証をした分については、国鉄の問題はずっと延びていきますから、代位弁済がないということは、順調に鉱業権者がその支払いをやっている、こういう考え方に立っていいわけですか。

○町田参考人 さようであります。

○滝井委員 わかりました。

次は、三十六条の三の納付金のところ。納付金が、「石炭の数量一トンにつき二十円以内」というのが、「三十円以内において通商産業大臣が定める金額」と云々、こうなっております。

が、これは二十円が三十円に上がることになるわけですね。一体二十円を三十円に上げることによってどの程度の増収になるかということ。○町田参考人 御承知のように、交付金が十四上るわけでございます。年間生産数量が来年度は五千万トン、この数字によりまして、それが全部かりに五千万トンといたしますと、それが全部は収納できませんので、九割といたしまして、年間四億五千万円見当と考えております。

○滝井委員 この前、納付金の納入状況については質問をいたしました。この二十円を三十円に上げる理由は、四十二年度までのスクラップのワクを拡大するために二十円を三十円に上げるのだ、こういうことになった。国が補助金をやり、この納付金と一緒にして山の買い上げ、すなわち鉱業権の登録抹消による整理促進交付金の交付をやることになると、そうすると、昨日石炭鉱業審議会の答申も出たようでございますが、政府としては四十二年度までにどういうようにワクを拡大していく方針なのか、そこらあたりの方針をひとつ御説明願いたいと思います。

○井上政府委員 今後の閉山計画につきまして、長期的に見ますれば、昭和三十七年から昭和四十二年度までにおきまして新方式で千七百五十万トンの整備をいたしたいというふうに考えております。それから先般の当委員会におきまして、滝井先生と総理とお話し合いの中に、本年度から旧方式も併用しますというお約束をいたしたわけでございまして、ただいまの千七百五十万トンに旧方式がプラスされるというふうに御了解いただきたというふうに考えております。ただ、しかし、おとといやりまして合理化部会におきまして、四十年年度の合理化計画と四十二年度までの基本計画の検討をいたしたわけでございまして、その際にはまだ旧方式におきましてどの程度の閉山を予定するかということは、私も政府といたしましてまだ計画を立てておりませんので、今後検討するということにいたしております。

で、とりあえず旧方式については議論の対象から除きまして、新方式についてのみ合理化部会の了承を得たわけでございます。それが先ほど申しました新方式で四十二年度までに千七百五十万トンという数字でございます。それから四十年年度におきましては、閉山規模として四百一十萬トンというふうに考えておるわけでございます。

なお、御参考までに申し上げます、来年度の予算といたしましては三百七十萬トンを予算として予定しております。これは先生御承知のように、予算と閉山規模とは違うわけでありまして、閉山規模といえますのは、その年における現実の閉山数量でございます。予算は前年からの繰り越しとか、あるいは次年度へのずれ込みとかいうようなことを考慮して予算を計上いたしますので、差がございすけれども、そのようなことに相なっております。

○滝井委員 いまの四百一十萬トンと予算の三百七十萬トンとの開きは、前年度繰り越し、あるいは次年度へのずれ込み等の関係があるようでございますが、昨日の石炭鉱業審議会でもきまった合理化計画の炭鉱離職者の再就職の計画ですが、そういうものを合わせた資料をあとひとつ当委員会に出していただきたと思うのです。その上でまたその質問については別にお聞かせを願いたいと思っております。

そうなりますと、四十、四十一、四十二、と三カ年で千七百五十萬トンですから、旧方式も加えれば六百五十萬トン程度のものを閉山させることになっていくわけですね。これはいままでわれわれが予測したより、二十円を三十円に上げることによって非常に拡大することになる。そうしますと、それに伴う整備資金なり、鉱害復旧のための経費というものが非常にかさんでくるわけですね。したがって、そこらの見通しについてもやっぱりはつきりさせておいてもらわなければいかぬのじゃないか。たとえばことしは予算を三百七十萬トンしか組んでいないのに、四百一十萬トンを閉山をするということになれば、現実的には、これは事務的に繰り越しあるいは次年度へのずれ込み

等があるにしても、実際に山の息の根がとまるという点については、これは四百一十萬トンがとまってしまうことになるわけですね。そうしますと、そこではそれに伴う離職者も出るし、鉱害の復旧の金も要る、こういう形になるわけですから、あわせてその点についても明確な計画をやったり政府としては立ててもらわなければならぬのじゃないか。いままでは、もう大体閉山の山は越えた、これからずっと少なくなるのだというので、三百六十、七十萬トンくらいにずっといくのじゃないか、だからつづれる山は千七萬トンか千二、三萬トンではないかと思っておったのですけれども、いまの御発表では、新方式だけで千七百五十萬トンで、それに旧方式も加えるのだ、こういうことになる、われわれの予想より非常にこれはワクが拡大しておるわけですね。そうしますと、いまの二十円から三十円に引き上げた納付金で一体十分まかなえることになるのかどうかということですか。

○井上政府委員 まず最初の第一点でございますが、現実の閉山規模と予算、これにつきまして、私は、私どもは個別の山につきましてその閉山時期等を勘案して予算を編成いたしておりますので、予算上の問題はございせん。特に次年度にずれ込む分につきましては、これは二月と三月に閉山する分について四月に払うというふうな計画でございまして、先生御承知のように、実際問題として閉山して実際に金を支払う時期は二、三カ月ずれます。したがって、予算上に狂いはない、それで問題は私はいないと思います。それからさらにこの閉山計画につきまして、先ほど再就職計画はどうなっているかという話もございまして、一言お答えを申し上げたいと思っておりますが、再就職計画はこれはむしろ労働省に御答弁願ったほうがいいと思っておりますが、これは御承知のように石炭鉱業審議会の合理化部会、雇用部会、合同でやっておりますので、便宜から申し上げますと、昭和四十年の三月末に求職者が一万三千人おるわけでございますが、今度の四十年年度の

閉山合理化によりまして約一万二千名程度が新規の求職者となつてあらわれるわけでございまして、合計しますと、二万六千名程度の求職者になるわけでございまして。これを先生御承知のように、会社あつせんによる就職とか、あるいは産炭地事業団のあつせんによる就職とか、あるいは安定所紹介による就職とか、その他の政府の行政指導等による措置というようなことによりまして、雇用部会で承認を得ました計画としましては、従来滞留しておる人も含めて、ほとんど大体において就職が可能であるという見通しでございまして、四十一年三月末には五千名程度の求職者が残る。つまり昭和四十一年度に入れば、数字に相なつております。今日までの実績で見ますと、大体年度の終わりに一万二、三千名程度へずれ込むというのが近年の通例であつたわけでございしますが、四十年度におきましては離職者数も非常に激減しております。そういう関係もありまして、次年度へのずれ込みは五千名程度というような計画に相なつております。

○滝井委員 傾向としては、労働力の不足が新規若年労働力ばかりでなくて、中高年齢層までその影響がだんだん出てきておるといふ傾向はいふことですけれども、実質的にその人たちが一体食える職についたかどうかということが一番大きな問題です。この就職の問題はいずれ労働省にももう一ぺんお聞かせ願うとして、千七百五十万トンというようなばく大な山がつぶれていくということになると、いまの合理化事業団の状態ではこれはなかなか問題があるところなんです。それは先日も私質問をしたのですけれども、最後になって必ずしも明確でなかつたのですが、旧方式で合理化事業団が買上げた山があるわけですか。そうしますと、現在そのあと始末で処理がうまくいかないところが出てきております。そこで被害者としては、当然連帯責任のある合理化事業団に行つて、そのあと始末をしてください、こう言いますと、合理化事業団はその連帯責任を回避するのです。それはまず鉱業権者へ行きなさい、こういうこと

なんです。ところが被害者は連帯責任があるのですから、もとの鉱業権者に行こうと合理化事業団に行こうと、これは自由なんです。ところが合理化事業団はいまもとの鉱業権者のあるものについては簡単に面会もしないし、拒否するわけなんです。そして言を左右にしないで金を出さないわけです。それは無理もない。出す金がないのです。あればおそろく出さうと思ふのですが、ないのです。そうすると、もとの鉱業権者へ行け、こうなる。もとの鉱業権者へ行つても、おれのほうは事業団に売つてしまつておるのだから、そんなものは知らぬ、事業団に行け、こういう形になつて、あちらこちらにボールが投げられるわけです。そこで私一点お尋ねをしておきたいのは、法律的には被害者はもとの鉱業権者に行こうと事業団に行こうと自由なはずだと思ふのですが、その点はどうですか。

○井上政府委員 被害者と申されますのは、鉱害の被害者ですね。鉱害の被害者は、新方式をとつています場合には……

○滝井委員 いや、旧方式の場合です。

○井上政府委員 旧方式の場合には、一山一社の場合には無資力になろうと思ひますから、無資力の場合には合理化事業団がやはり連帯債務を負いますので、その立場において合理化事業団へおひになることもできるのではないかと。ただし、無資力といひましても、一山一社の場合には鉱業権がありまけんからこれはどうにもなりません。しかしやはり債務はあるわけでございますが、ただ無資力の程度によると思ひます。全然無資力かどうかという問題だと思ひます。が、少なくとも旧方式の場合には合理化事業団が連帯債務者になる、その立場において被害者はおひになることも当然できるといふふうに解釈いたしてあります。

○滝井委員 無資力の場合とは限らないわけですが、すなわち合理化事業団が旧方式で鉱業権を買上げたわけですか。新方式は、これは抹消ですか

ら買上げていない。だから、われわれはこの前から旧方式の場合によつてはとつてもらわなければならぬと主張しているのはそういうところですが、いまは旧方式のことを言つておる。合理化事業団は三十七年まで旧方式でたぐさんの山を買つたのです。そのあと始末でできてないのがたぐさんある。その場合に鉱業権者が無資力であるうと有資力であるうと——むしろ有資力の場合のほうは適切かもしれません。有資力の場合に、鉱害の処理がまだ相当残つておる。したがつて、これをやつていただきたいと鉱業権者にまず行つてみたけれども、鉱業権者が相手にしない。そこで今度は連帯責任があるのだから合理化事業団に行きま

す、合理化事業団はけんもほろろで相手にしない。しかしこれは当然連帯責任があるのだから、連帯債務なんだから、被害者はどちらに行こうと、これは自由なんです。それを合理化事業団は拒否して、いやそれは鉱業権者に行け、こういうのは私は憐れじやないかと言ふのです。通産省も見てこれはなるほど鉱害が残つておるのだ、ほんとうにやるべきだといつたら、むしろ合理化事業団がやつて、あと合理化事業団が求償権を發動して鉱業権者からおとりになつたらい、お互いに相対で鉱業権を買上げておるわけですから。ところが明白でないのです。明白でなくて、泣いてる者が幾らでもおるわけです。そこで、まずその点、合理化事業団は連帯責任があるのだから、来た被害者を追ひ返すわけにはいかぬ、当然面会をしてその処置をしてやるべきだといふ明快な御答弁を私はいたきたいと思ひます。これがわれわれの立法の精神だと思ひます。

○井上政府委員 大筋を申し上げますと、一つの大筋といひますか基本的な考え方といひましたし、被害者は、言うまでもなく合理化事業団にもあるいは旧鉱業権者にも直接賠償の請求ができるという解釈でございます。特に有資力の場合には資力があるわけでございますから、まず一次的には鉱業権者に行かざるべきではないかといふふうに考えております。

○滝井委員 鉱業権者に行つて鉱業権者が相手にしなかつたら、回答が不満だったら、合理化事業団に行つて差しかえないでしよう。これははっきり確認しておいてもらふと、福岡の合理化事業団なんか案にあつたやうなものです。逃げよう逃げようとかかつておる。それでは私はいかぬと思ふ。あとでまたそれに関連した問題を出しますけれども、逃げないやうな対策もわれわれは講じます。また講じてもらふなければならぬと思ひます。したがつて、まず、旧方式で買つたものについては連帯責任があるのだから、被害者はどちらに行こうとそれは被害者の自由なんだ、このことを確認をしておいてください。

○井上政府委員 被害者は両方に行けるということが、現行法のたてまえでございまして。ただし、鉱業権者が逃げるといふのは、はなはだ不穩当でありまして、有資力の場合にはやはり鉱業権者がまず責任をとるといふのが鉱業法の精神からいつて本筋ではないかといふふうに私は考へております。ただし、どちらにも行けるということでは現行法でできるわけですから、私は合理化事業団に行かざることもできるというふうに解釈しておるわけでございます。

○滝井委員 いまの答弁を、町田さん、九州のほうにひとつきちつと通知しておいてもらいたいと思ふのです。旧方式においてはそれは明らかです。そこで今度は、合理化事業団にいつても、出す金がないのです。旧方式で買上げて、そして留保しておつた積み立て金とか保証金を全部出しちやつて、もうなくなつてしまつた。こういう場合は、鉱業権者に行つても、鉱業権者は、もうおれは金もない、全部やつておれのほうは終わつておるのだ、文句があつたら事業団に行け、こうなる。事業団に行くと、わしのほうは全部やつておるから、わしのほうにはありません、あとは鉱業権者のほうに行つてやりなさい、こうなるわけですが、そうすると、ここの連帯責任というあれで、法律論を知らない者は、そうでございすか

と、お互いにボールのように、あつちに進み返され、こつちに進み返されして、ボールの投げ合いを始められるわけです。そこで、その投げ合いを始めるためには、この前言ったように、もうすでに整理が終わってしまつて相当の年月がたつたときに、鉅害が起つてくる。そのあと始末をどうするかという場合に、連帯責任を持つ事業団に行くのは当然です。行つたときに、事業団は金がない。鉅害者に求償権を發動しても、なかなか金が取れない。こういう場合もあるわけです。すでに福岡さんのときがあった。れっきとした、福岡県の教育長をやつておつた人ですが、求償権をやつたけれども五百万円しか取れなかつた。九千万円も一億円も合理化事業団は出しかぶつておるのだ。こういう場合だつてあるわけですからね。合理化事業団は、出す金がないわけですから。そういう場合に、合理化事業団が出し得る制度というものを確立しておかないと処置ない。だから町田さんのほうもやはり、逃げなければならぬことになるわけです。金がないから、責められると、いや、だめでございます、だめでございますと言つて、もうできるだけ引っぱつて、長引かして、被害者を疲勞させたいせしめればいいのです。そうすれば、被害者のほうがあきらめるわけです。十万円要求しておつたものが、一万円でもいい、やむを得ませんとあきらめる。これを待つ以外ないわけです。これは性比べになるわけですね。寛容と忍耐比べです。そのうちには寛容と忍耐の限界がきて、爆發して暴力をふるうやうが起る。こういうことで鉅害の暴力が起るわけです。それではまずいのです。そこで、そういうことをさせないために、調整金というものを組みなさい、ということをはばくらは言っているわけです。これを、ことしの予算はとにかくとして、来年度予算からは総理もそういうものについては検討しようと言つておるわけですから、ここで明白にしておいてもらわぬとだめなんです。旧方式をとつてもらうということにしたからには、その裏づけとして、そういう紛争が起つた場合には、紛争処理

費でもいいです、合理化事業団に何らかそういうものを置いておかないと、これは合理化事業団はほんとうに気の毒なんです。そういうものをこの前総理も検討するということを言つておるわけです。いわゆる有沢答申の調整金の中にそういうものを入れておいてもらわぬことには処理ができないということなんです。

○井上政府委員 有沢調査団の調整というのは、個別案件の問題と総合計画的な復旧との間の問題について、国において何らかの調整を行ないなさうという趣旨であるとして了解いたしておるわけでありまして。ただ、しかし、滝井先生ただいまおっしゃいましたようなことは、それは金銭問題でなくて復旧の問題だと思ひますけれども、いずれにしても、ただいまのような御趣旨はわかりますから、十分検討してまいりたいというふうな考へております。

○滝井委員 この問題は現実に起つておるわけですから、合理化事業団に行つてごらんない、そういうのがたくさんあるのだから。そうして、合理化事業団は全部拒否しておるのです。それも、百万円とか二百万円とかいう額じゃないのです。これはもう、十万とか二十万とか三十万の額ですよ。旧方式で片づいたあとに問題が起つてきます。と、鉅害者の積み立て金とか保証金というものは何もなくなくなつてしまつておるわけです。ところが、そのあとに起つた問題については、合理化事業団は絶対に拒否して出さず、出せば自分の手腹を切ることになるから。そうすると、あなたのほうから監督でこもんとやられるわけです。こちらとあなたのほうの監督からやられないためには、がんばるほかにない。だれが泣いておるかという被害者が泣いておる。こういうものを解決する金を合理化事業団の総理の中に何ぼか入れてやらないと話にならないわけです。炭鉱にはほとんど金を貸してやる。ところが被害者のほうにはびた一文出さぬぞ、こういう嚴重なやり方ですよ。そこで、そこあたりもう少し、鉅害者にこれだけのおおばんぶるまいをやるのですから、被害

者のほうにもその千分の一から百分の一のふるまいは、私は、私はやつてもいいのじゃないかという感じなんです。そういう点では、ばくちで非常な義憤を感じるのです。たとへば北九州で見ると、八幡製鉄とか三菱セメントの建物の下とか、それが使用する工業用水の池の下になります。なかなか鉅害者も採掘の許可をもらえない。しかしわれわれのふるさとの筑豊の下はめっちゃくちやに掘らせて、そうしてはたらかしてゐるのですから掘らせなさい。いままで筑豊の下はめっちゃくちやに掘らせたのだから、むしろ私は八幡製鉄や三菱セメントの下をべん掘らせてみる、いいと思ふ。八幡なんか国をどうしようというにかり立てて要請してくるか、われわれもそれを見てまねをしたい。逆説的な言い方をすればこう思ふくらいです。だから、当然このくらゐの金は出さなければいけません。しかも、何百万円、金じゃないのです。個々のケースについていつた、二十万か三十万の金です。それを現地の宮森君なんかと大げんかして、二人で鉅害者のところに行つて、ようやく二十万か三十万とかかく取つて解決する、こういう状態では情けないです。それよりも、石炭鉅業に貸す近代化資金とか開発資金の一割なら一割をこつちに戻してもらいたいのです。石炭業者はそれだけするのだから、掘つたあと始末をもう少しそこら金を出してやらなければだめですよ。当然、個別計画、総合計画のアンバランスについて調整すると同じように、こういう調整金というものも必要なんです。これも一つのたとへばわれわれのところ、二百町歩に及ぶたぎりというのがあるのです。岡崎林平さんの鉅区ですが、開発してしまつて相当に湧水が起つてきておる。そうすると、この金を一体だれが払うのか、事業団は金がないのですから、だれも払い手がない。年々補償の問題も起つており、復旧の問題も起つてくる。たんばを復旧すれば、関連して地元の町村の負担金が公共事業、道路その他についてふえてくるわけです。そうすると、町村は金が出せま

せん。二百町歩に及ぶ中の少なくとも一割とか一割五分のたんばの復旧をやると、それにつれて道路もみんな上げなければならぬ。そうすると、一億とか二億の金が必要。その一億とか二億の金を市町村に出せといつても出せない。合理化事業団にそんな金はない。だから合理化事業団はお手上げです。しかしあなたのほうの通産局は、これは鉅害の再発生であるということを確認しておるわけですから。認めておるとするならば、臨鉅でやらなければならぬ。臨鉅でやつた場合、これは一体だれが金を出すのかということになると、はたと行き詰まつてしまふわけです。臨鉅でたんばを上げれば、道路を上げなければならぬ。市町村はそんなものを負担する金がない。総理は、そういうものについても善処しようというのをちよつと言つたのです。私の言う調整とは、そういう個別計画的な鉅害の総合的な復旧計画とのアンバランスのほかに、そういう合理化事業団が買上げて連帯責任のあるものについての問題もあるわけですから。これは法律論的のいうところ、合理化事業団が全部出さなければならぬわけですから。鉅害者から出さなければならぬわけですから。しかしいま言つたように、理論的にそう言つたつて、合理化事業団に一文も金が出なければ、これはのれんに腕押しですよ。だからこういう問題を、少なくとも合理化事業団というものを存続して、しかもその金を貸したりなんかする限りにおいては、私はやはりしてもらわなければいかぬと思ふのです。それがあまいまいでは片づかぬことになるわけですから。それをいまあなたは前向きに善処すると言つたが、幸い大蔵省の吉瀬さんがいらつしやつておりますが、この問題についてもひとつ御検討いたされるかどうか。私がいまのような質問をしたら、総理は、検討する、こう言つたのです。しかし、事務処理段階ではつきりしておいていただかぬと、また来年になって、いや、これは入れておつた、入れぬでつたというのでは困るので

○吉瀬説明員 先ほどからお話がありました年々賠償被害者の救済の問題であります。先ほど石炭局長から御答弁申し上げたように、私どももいたしまして、合理化事業団の経理の実態を判断いたしまして、たとえば、現在石炭鉱業の整備に充てるために納付金の納付が行なわれておるわけでありまして、それが一体どういふことになるのか、また被害者の数、それから真におくれている年々賠償被害者の実態その他を判断いたしまして、十分いろいろ検討していきたい、こう思っておりますわけでありまして。

○滝井委員 そういふよそ行きの答弁ではだめなんです。きわめて具体的なことを言っておるのですから。政治は具体性がないとだめなんです。抽象的なことでは。

そこで、私がいま言ったように、二百町歩に及ぶわれわれのところのたぎり地区で——これは名前を言ってもかまわぬですよ、岡崎林平さんという真岡鉱業が買い上げて、すぐに復旧をやっちゃったわけですよ。やったら復旧したわけですよ。われわれの地区で復旧したものは、一ぺん復旧しておつても、復旧したから再復旧をやらなければならぬ、裏作の表がでかきのですから。したがって、農民は年々補償を要求するのは当然だけれども、今度は復旧に要する経費の負担が出てくるわけですよ。その経費の負担も、農地の復旧だけならば、これは無資力の臨鉱で何とかやっていけますが、公共の道路もそのために関連が出てくるわけですよ。そうすると、公共道路は、今度はすぐに市町村の負担にはね返ってくるわけですよ。そうすると、市町村は出せない。そのときに鉱業権者の事業団がこの分を出してもらいたいという要求が必ず起こってくるのです。そういうものに関連する、われわれの思いも及ばなかったような経費の支出が、必ず事業団に要請として出てくるのです。その場合に、事業団が、いま言ったような年々賠償のほか、市町村分の負担までしなければならぬという場合が出てくるわけですよ。そういうとき

に事業団は金がないから知りませんということでは困るわけですよ。その原因を確かめていくと、なるほどそれは炭鉱が当然払うものです。ところが、そこに五つも六つも炭鉱があつて、一つの炭鉱は有資力、一つの炭鉱は無資力、その隣にいったら有資力、その隣が無資力というように、有資力と無資力の鉱業権者がその広い何百町歩というたんぼの中に入りまじつておるわけなんです。したがって、有資力で金を出せるやつは出すかもしれないけれども、出せないやつもあるのです。無資力は当然出せない。そうすると、無資力の分については、事業団がそれを買い上げておれば何とかしなければならぬ。これは法律論的には、炭鉱は無資力になつておつたて、事業団が有資力として残るわけですから。だから、当然事業団が無資力炭鉱にかかわつて出さなければならぬが、合理化事業団には出さ金がないのです。こういう複雑な問題が起こってくるので、あまり法律論的なしゃくし定木だけのものできめておつたら、第一線の合理化事業団はにっちもさっちもいけなくなつて、ものごとの処理ができないわけですよ。だからそこをあたりの私には、紛争処理費というのか、紛争処理費が払ければ調整金の中であるという、その中にひくるため検討してもらいたい。そんなに額は多くならない。だから私はこの前の質問で総理に、そういう二つの場面がある、アンバランスの場合と、そういうたぎりのような紛争が起こつた場合の二つがあるのです、そんなに大蔵省がびくびくするような額にはならないのですよ。だから、そういうものについて来年度予算においては当然見ておいてもらわぬと問題が起こりますよと、こういうことを言つたわけですよ。だから、両方ひくるめてやるかどうかということですよ。

○井上政府委員 滝井先生のお話は、私どもも実態の問題として十分理解される問題だと思つておりますので、政府といたしまして、今後さらにその実態を詳細に把握いたしまして検討を加え、善処してまいりたいというふうに考えております。

○滝井委員 いまの答弁、大蔵省もそれでいいですね。

○吉瀬説明員 私どものほうにいたしまして、やはりその線に沿ひまして検討していきたい、こう思つております。ただし、一言つけ加えさせていただきますが、たとえば先生がおっしゃつたような例で、その当該湿地がまだ鉱害に關係があつて効用未回復だという認定が下されれば、鉱害復旧法の方で早急に処理される、こういう実態にあるということ、当然御承知だと思いますが、つけ加えさせていただきます。

○滝井委員 この湿地がまだ不安定で、なお今後鉱害が起こるといふようなものについては、これは安定鉱害でないから年々賠償だけで片がつくわけですよ。しかし、これが安定をしてしまつておつた。一ぺん復旧をしてしまつたわけですよ。復旧したら、神ならぬ身の人間の知能であつたために、また湧水田、湿地に化して来たについて、湿地化すれば暗渠を入れたりいろいろやらないとできない、そういうことを言うわけですよ。そういうことですから、当然これは不安定なときにやれなうということはいけません。不安定なときには、それは年々賠償だけで片づく問題だ、こう理解しております。

次は三十六条の三です。設備資金の貸し付けですね。この金を貸す場合に、貸し付けの相手方をいろいろ調査することは当然ですが、その場合に、その貸し付けの相手方、採掘権者が通産省令で定める基準に該当しておらなければならぬですね。これはおそろくやる仕事の面と本人の資力その他も關係あると思つますが、この通産省令で定める基準に該当するものという基準は、どういうことになるのですか。

○佐藤説明員 合理化法の三十六条の三の貸し付けの相手方に関する通産省令でございますが、省令の第三条の二に「貸し付けの相手方に関する基準」といたしまして「当該石炭坑の近代化に關し適切な計画を有し、かつ、これを適確に遂行するに足りる経理的基礎および技術的能力があること。」それが第一点、それから第二点として、「その者の事業に關し長期にわたる適切な経営計画を有し、かつ、これを適確に遂行し得る見込みがあること。」第三点といたしまして、「その者の経理の状況が明確に把握できるような経理を行なつてゐること。」となつております。

○滝井委員 それから四十条の二、手数料は、貸し付けの業務の執行に必要な費用に充てるために、近代化資金や開発資金の貸し付けを受ける者とする者、あるいは貸し付けを受けることとなつた者は、手数料を払わなければならぬですね。この手数料というものは、一体幾ら取るようになるのですか。そしてその手数料というものは、事業団のどういう業務の経費に使われることになるのですか。

○井上政府委員 手数料の規定は、石炭鉱業合理化臨時措置法施行令におきましてきめておるわけでございますが、この政令の第十条に手数料の規定がございまして、これは「事業団が法第四十条の二の規定により徴収することのできる手数料の額は、一件につき次の表のとおりとする。」ということでございます。まず「法第二十五条第一項第八号又は第九号に規定する設備資金の貸し付けを受けようとする者」は五千円取られます。それから次に第二点として、近代化資金の貸し付けを受けることとなつた者につきましては、貸し付け金額が百万円未満の場合は一万五千円、それから貸し付け金額が百万円以上の場合には、「一万五千円に五十万円をこえる部分が五十万円に達するごとに一万五千円を加えた金額」というような規定に相なつております。事業団といたしましては、この手数料を取りまして、これを財源として事務費をまかなつていくというのが実態でございます。

○滝井委員 その取つた手数料の総額は幾らになるのですか。

○町田参考人 現在までに概算でございますが、大体、先ほど局長から申しましたものを計算をい

いかぬ、こういうことも考えまして、三%の手数

式で幾ら出して、いま幾ら残っている。新方式は幾ら残り、旧方式は幾ら残る。これをちよつと説明していただきたい。

どの部分という区分けを別にいたしておりますので平均金利で考えなければならぬと思いますが、大体現在運用にいたしておりますのが五分程

○滝井委員　そうしますと、余裕金は計算外に置
きまして、一年の純粹の合理化事業団の事務費が
二億八千万から三億、こう見ますと——さいせん

の手数料が四億八千万円と、三十億の留保分の回転によって五〇〇程度の利がつくとすれば一億五千万円、そうすると六億四千万の金が使える金として入ってくるわけですね。したがって、三億を純粹の事務費と見ると、三億は石炭鉱業に直接出す金でなくて、積み立ててくれるわけですね。それを、最終的にあなたの言うように、貸し付けがなくなる時期になると手数料が入らなくなるわけだから、そのときに蓄積をしておいてまかなっていく、こういうことになるわけですね。そうすると現在そういう金がどの程度一体蓄積されておるかということですね。

○町田参考人 現在この事業団の勘定の中で、費目といたしましては任意積立金ということで八千万円程度留保しているわけですね。

それから先ほどちょっと滝井先生のお説でございしますが、四億八千万円の手数料と申しますのは、三十五年度から今日まで収納いたしました手数料金額でございまして、一年のあれではございせん。

○滝井委員 私の聞きたいのは、一年にどの程度の手数料が入ってくるのかを聞きたいわけですね。

○町田参考人 年間の手数料は約一億五千万円程度でございします。

○滝井委員 私の質問を吉瀬さんの前でしてゐるのは、吉瀬さんもその実態をおそらく知っておるだろうと思うけれども、私自身知らないから、質問の中で吉瀬さんにも十分理解をしておいていただくと思うのです。それで吉瀬さん、いま一年の合理化事業団の手数料が一億五千万円、三十億の留保分に対して一億五千万円、三億ぐらゐの金が出てくる。事務的な純粹の経費、人件費、事務費が三億要するというになると、結局事業団は金がないのです。さっき言った六億、これが出てくれば三億ぐらゐの金が積まれていくから、これから何とかやりくりができるのじゃないかと思つて、実はここまでは私の知識で詰めてきた。詰めてみたら、結局いま勘違いがあつて、四億八千万円というのは五カ年分だということ

となつて、一年では一億五千万と、一億五千万しか手数料は入らぬことになる。そうすると、留保分の利子一億五千万と手数料一億五千万、ちょうど事業団の経理や人件費、事務費がとんとんということになる。そうすると、事業団はいま言つたように紛争なんかが出たら金がない。私実は事業団の経理を洗つて紛争ぐらゐの金が出るのじゃないかと思つたが、出ない。出ないとすれば、紛争などの経費は、さげせん言つたようにどこからか出す以外にない。鉱業権者が出すか、鉱業権者が出すことが不可能なら国が出してやるほかはない。大体これは結論が出たですよ。洗つて、結局ないということがはっきりしました。これは代金の証明じゃないけれども、大体私証明がついたですね。これは国が出していただく以外にしようがないという結論になつてきたわけですね。

それからもう一つだけ条文のことで最後に聞かしていただきたいのは、三十六条の十三ですか、事業団は「探掘権者又は租鉱権者であつてその者の「二年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものうち通商産業省令で定める基準に該当するもの」が経営改善のための資金を借りることができるとなつてゐる。この生産数量が五十万トン以下というのは、結局これは中小炭鉱に事業の経営の改善資金を貸すということがねらいであつて、大手には事業改善のための資金は貸さないのだ、三十六条の十三というものはそういう趣旨のものですか。

○井上政府委員 「二年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものうち」に出しますという規定になつておるわけですが、これは御指摘のように、中小炭鉱についてこういう保証業務を行ないたい、つまり大手企業につきましては開銀等いろいろ金融機関の措置もございしますが、中小炭鉱につきましては中小公庫、開銀にかかわるような中小公庫という制度がございしますが、もちろん中小炭鉱も開銀から借りられないことはないわけですが、比較的开銀あたりの対象にはなりにくい面がございしますし、大企業とのレベルの

違いがございしますので、特に中小炭鉱について手厚く措置したいというようなことがこの趣旨でございします。

○滝井委員 そうしますと、これは大手にも貸すのは貸すのです、開貸資金というものは。

○井上政府委員 大手は現行法で整備資金と鉱害の貸し付け金というに限定されております。条文は三十六条の十三でございしますが、「整備資金に係る保証契約の締結」ということで現在保証をやっておりますのは「労働者に対し支払うべき賃金(退職金を含む)の支払いに必要な資金」ということになつております。

それから、鉱害は御承知のように、一応この二項に「当該探掘権者又は租鉱権者が事業を廃止する鉱区又は租鉱区に係る鉱害の賠償に必要な資金」といふように、一応貸せるような仕組みになつておりますが、これは御承知のように、鉱害基金等がだんだん業務を拡大してありますので、しつちのほうに主力がいたしましては、この整備資金の保証というふうに考えております。ただ整備資金については、中小は排除いたしております。排除いたしておりますが、そういうことになつております。

○滝井委員 そうしますと、通産省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものというものは、結局この条文というものは中小炭鉱を特に手厚くしよう、こういうことであつて、同時に基準というものは、さいごの経理的な基礎とか技術的な基礎とか、ああいうことが同じような貸し付けをする場合の基準になるわけですね。

○井上政府委員 大体においてそうでございますが、これは中小炭鉱に対する金融対策としての特別措置でございしますので、あまりきびしいことは言いたくないという方針でございします。しかし、大体の考え方はお説のとおりでございします。

○滝井委員 あと二問です。これで逐条は終わりました。

そこで、自治省に來ていただいておりますので、二つお尋ねします。

一つは、千七百五十万トンという、四十二年までに相当の山をつぶしていくわけですね。そうしますと、ここで問題になるのは炭住でございます。これらだんだんだんだん大正鉱業みたいな、あるいは比較的北九州に近いような山がつぶれるばかりでなく、大手の山も相当これは閉山、合理化になつていくわけですね。そうしますと、千戸、二千戸、はなはだしいのは六千戸の炭住というのが一挙にスラム街化するわけですね。それが北九州に近いところ、あるいは町のまんなかにありますと、これは非常にその当該市町村にとっては大問題なんですね。どういふ面が出てくるかと申すと、まず、いままで炭鉱がやつておつた清掃事業、し尿のくみ取り、これらのものがストップしてしまうわけですね。たまたまそこで第二会社が出ておれば、これは第二会社がやることになるが、五千戸、六千戸の世帯、そうすると、これは一大家族三人おるとすれば一万五千人になります。いままで全部それは炭鉱でやつておつたわけですね。ところが、それは炭鉱でだれがやるかということになります、簡単に市町村もそういうし尿の処理とか清掃をやれないわけですね。市町村がやるとすれば、何らかの金をどこからか支給してもらわなければならぬ、こういう問題が起るわけですね。一方、炭住はスラム街化してくるわけですね。いままでは炭鉱が手入れをし、修理をしておつた。ところが、閉山をしてしまつたあとの炭鉱の姿というぐらゐの落莫たるものはないわけですね。そこで、そういうスラム街化する千戸、二千戸の炭住というものを一体政府としては、合理化で買ひ上げた後にどうするかという問題です。それから、し尿のくみ取りとか清掃の措置というものを、一体どういふような形でやつていくとするのか。こういう問題について、私は石炭調査団の有沢さんにもお話しした。これはなかなか重大な問題だと言つておつたけれども、答申の中にはその問題は出ていないわけですね。御存じのとおり、炭鉱がこれらの千戸、二千

戸の炭住を建てる時には、かつて国会で問題になりましたが、復金の資金を安い利子で借りて建てているわけですね。そうすると、いまはこれを自分のものだと、別会社をつくって家賃を取るなどというところは、簡単にできるものではないと私は思う。そうすると、当然町のまん中、あるいは北九州に近い、そういう何千戸に近い炭住がスラム街化しようというのを防ぐとすれば、幸いには政府は労働者の財産形成の政策を打ち出しているわけですね。持ち家制度ですね。いまの社宅というのは労働管理的なニースがするからいけないのだ。社宅に住み、社内預金をさせられ、老後を保障する年金を企業年金化してしまつたら、日本の労働者というものは魂を抜かれてしまつたで、この坊になつてしまふ。そういうことではいけない。ほんとうに労働者が独立の精神をもつて企業に協力をしていくという自由と独立の精神を持つためには、まず自分の本居の家屋を自分のものにする必要がある。社宅の制度というものにはよくない。これはみな意見の一致していることだ。だから西ドイツその他もやっておりますし、石田労働大臣もそういう方向に事態を推進しようとしておられる。そうしますとこれは、長年炭鉱に働いて、炭鉱がつぶれたら、そのスラム街化そうとする住宅を二筆に労働者に払い下げてやることも、一つの方法かもしれません。しかし政府はやはり住宅公団その他に命じて、何千戸と家が建っているのですから、しかもそれは非常に立地条件のいいところですから、ここに私は、そういう炭住を改造して、産炭地ですから、東京みたように五階建て、六階建てなどという、住宅公団が建てているような高層アパートはできかねる。せいぜい三階程度です。私はそれでいいと思う。その炭住の土地とそれから家屋を一筆に合理化事業団が安く買い上げて、そうして今度は市町村に安く払い下げてやるわけです。これは合理化事業団が買つ分なら、いままでの実績を見ても、筑豊で坪当たり百四、五十円から二百円程度でしょう。帳簿価格程度で買えるのです。炭住なんとい

うのは、これは事業団が売っているのを見ると、五戸住いの一棟が一万円から一万五千円で鶏小屋にどんどん売られているのです。筑豊はいま非常に養鶏が盛んです。農家はこれを鶏小屋に買つて、屋根瓦を売ると結局鶏小屋がた建てつたわけですね。こういう話です。したがって安いのですから、何千戸の社宅を労働者にしばらく無料で住ませて、そうして年次計画で三階建ての公団住宅に仕立てていくわけですね。いま住んでいる人は、その土地と住宅とをいままで住んでおつた権利があるのですから、一階に住ませる。しかし二階、三階は一般の住宅としていくんだ、こういう形の炭住の再編成計画というものを、もう少し長期の展望に立ったものをやる必要があると私は思う。いま大手の炭鉱でも千戸、二千戸、はなはだしいのは六千戸の炭住というものをあましておるわけですね。そこには全部労働者が入つておつたわけでしょう。最近はその炭住がだんだんあきが入ってくるかという、生活保護者が入ってくるわけですね。生活保護者がいまま住んでいる町であらば家より、まだ炭住のほうがずっと優秀です。そこで炭住に入ってくる。そうすると、家賃は安いし、ふるは近所にあるから非常に便利で、炭鉱が終わつたあとでも、ふるは何とかやっておる。そうすると、便利ですから入ってくる。このことがやはりますますスラム街化を促進することになる。これは非常に盲点になっている大問題だと思ふんですよ。これはもう大手がみんなそういう方針をとっていく。閉山したら大手は、炭住は買い上げてくれないですから、だれかが住まなければならぬが、より高い家賃を取つて、そうして家を修理するということは不可能なんですね。家賃を取つておつても、ただ取るだけです。よ。そしてこれが老朽化して倒れるまで住まわしておくと、こういう安易、こそくな、当面を糊塗する政策に終わつてしまふ。

そこで、これはひとつ、石炭政策をやった井上さん、今後地方自治体における財政問題にも関連してくるのです。これはいま言ったように、し尿の処理その他の支出が多くなる。固定資産税は住んでおる人は払ひはしないのです。こういう点で画期的な政策をひとついふ言つたようななく、あいに打ち出す必要があると思ふんですよ。そしてそこにそういう住宅ができれば、労働力はそこにきちと住めることになるのです。あなたの方のほうで東京商工会議所等に、筑豊には産炭地振興事業団が工場誘致の安い用地をつくつておる、行つてくれといふと、みんなそれは行きたいという相当の希望があるといふことを、このごろ新聞で見ました。そうすると、住宅が一番問題があるのです。そこで、そういう住宅をだんだん再編成して、少なくとも三階建てぐらいにしておけば、一階の人はいまの人に住まわせる。二階、三階は新しい人が住めるのですから、そういう炭住の若返り政策をとる必要がある。非常に立地条件のいいところがたくさんあるわけですね。この問題については、一休政府は積極的にやる意思があるかどうかということですね。これはまず事務当局のあなたの方の意見を聞いて、そうして建設大臣なり通産大臣なりに来てもらつて、もうしばらく、あしたでも詰めたいて思ふのです。この問題をひとつ自治省の立場と通産省の立場とちよつと明白にしておいていただきたい。

○井上政府委員 ただいま炭鉱地帯におきます住宅問題、特に閉山炭鉱に関連いたしました炭住街が残る、これを放置すればスラム街化するおそれもあるというふうなお説でございますが、私どもといたしましては、そういう弊害が起らないような政策をやつてまいりたい。特に澤井先生御承知のように、私もそういう疲弊の著しい閉山炭鉱の多い産炭地帯につきましては、特に産炭地域振興対策を今後とも強力に進めて、新しい企業を誘致するとか、あるいは離職者の新しい職場を造成するとかいうようなことをいたしたいというふうにかねて考えておるわけでございます。今後ともこういう情勢に対処して産炭地振興に力を入れてまいりたい。そういうことを通じて、ただいまのスラム街化するというようなこともできるだけ防いでいくような方向で考えてまいりたい。特に炭住については、御指摘のように、うまく利用すればこれが企業誘致の一助にもなるわけでございます。現実に筑豊に参りました新しい企業の中では、この炭住をやはり安く払い下げを受けたいというふうな空気もございまして、そういった面にも努力してまいりたいというふうに考えております。

○岡田説明員 炭住をめぐる問題につきまして、かねがねお話を承つております。地域問題と申しますか、地方公共団体が先頭に立つて直ちに解決すべき問題かどうかということも含めて、やはり検討しなければならぬ問題であらう。これはおっしゃいますように、復金からの融資に基づきますところの炭住の施設が中心になつて問題でありますから、建設省当局の処分なりあるいは管理の意見もありましようし、また清掃問題につきましては厚生省当局の配分その他についての考え方もございまいしょう。もちろん通産省の意見もお伺いしなければならぬということで、今後の産炭地帯におけるところの一つ大きな問題であるという認識の上に立つて判断いたしてまいりたいと思ひます。御承知のとおり、特別交付税の配分等にあたりましては、有沢調査団の報告もございまして、産炭地対策という意味におきまして、従来より以上に財政的なワケは検討いたしておるものでありますけれども、そういう一般的なワケの問題に限定しないで、具体的な問題として対処するように考えていきたい、かように考えます。

○澤井委員 筑豊のある大手の会社でも、それは第二会社ができているわけですから、第二会社に働いている労働者もあるし、誘致企業に働いている労働者もあるし、住んでいる人は千差万別なんです。したがって、さあこれを払い下げようとしても、生活保護の人もあるわけ、千差万別でなかなか解決しないわけです。そこで私は旧方式を採用してくれといふことを言つたのですが、旧方式ではこういう住宅を買つたわけです。そこでも

し炭鉱が旧方式ではすでに買い上げられている、交付金も決定した、しかし炭住だけはいままでのように残っている。この炭住は合理化事業団が一括して買ってくれば処理が非常にしやすくなるわけですが、そういう残った炭住と土地だけを一括して買うことが可能かどうかということですが、これを何らかの形で解決しないことには、その五千戸、六千戸の炭住が、いまのまま放置されてスラム街化するとはたいへんなでんす。だから合理化事業団が金をつけ加えて、これを買って、どうせそういう炭鉱は鉱害が多いですから、これを鉱害の金に充てることにしてもらえば非常に助かるわけですね。そしてこれをあとと合理化事業団が、自治省なり市町村も入れて処理をしていく。これができれば問題は簡単にいくわけですね。けれども、いままでこれが残っているから問題なんです。したがって、営利会社である鉱業権者と、自治体なり労働者が交渉しなければならぬという問題になると、非常にむずかしくなってくるわけですね。だからそういう旧方式を今後とるとすれば、その炭住と土地を合理化事業団が一体買うことができるかどうかということですね。それはすでに買い上げられていて、それに追加です。追加買い上げができるかどうかということですね。

○井上政府委員 今度新方式をとった場合に、炭住も買うかどうかという御質問でございますが……。

○滝井委員 いや、旧方式。

○井上政府委員 従来の旧方式によりますと、これは先生御指摘のように、二十二条におきまして、「事業団が買取することができる採掘権者の鉱業施設は、事業団が買取する採掘権に係るものでなければならぬ」というような規定もありまして、採掘権者の鉱業施設は買えることに相なっておりますわけでございます。炭住を買った例も、たしか私の記憶ではあると思います。ただそれにつきましては、予算問題もからむものですから、新方式とのバランス等もあります。しかし物件を買えば買っただけ国の財産になるわけだからという考え

方もありまじょうし、この点はむしろ従来の旧方式の条文を変えるつもりはないわけですから、やはり従来の旧方式の考え方を踏襲するということになりまじょうしけれども、この辺ちょっと予算問題にからむものですから、しばらく検討させていただきますというふうに考えております。

○滝井委員 私のお聞きしたいのは、新方式で山は買い上げられた。しかし新方式は山の炭住、鉱害の設備は買わなかったわけですね。ところがいまのようにスラム街化する傾向があつて、このまま放置しておけばその地区の治安上、あるいはその地区の発展に非常に大きな支障になる。したがって、新方式だけでも、今後は旧方式も考える、こういうことだから、今度は旧方式で交付金をもらっておるのを、これに追加をして炭住と土地だけを合理化事業団が追加買取をする。追加買取すればどういう利点が出てくるかということ、まずその山は非常に鉱害を持っていますので、その炭住を五億から五億で買い上げますと、その分だけ鉱害の金がふえてくることになる。すなわち留保金がふえてくることになる。留保金がふえれば、あなたのほうはこれを運用して利子がとれるのだから、それだけでもうける。五億あれば二千五百万円の金が出てくるわけだから、これは非常にいいわけですね。今度買った額で払い下げたらしい、どうせ安くしか買わないのだから。そういうことができますからということですね。やはりこういう方式をとってもらわねことには、旧方式でやりまじょうしという答弁が出たつて、これはものにならぬ。つまりきわめて具体的に、現実的に問題を処理していくためには、そういう弾力的な方法を業務方法書に書いてもらつて、そういう場合はよろしい、鉱害が非常に多い場合に放置されているときには、炭住も鉱害設備も追加買取をしてやる。これは合理化事業団は損にはならぬ。鉱害の被害者についても損にはならぬ。国にとつても、大蔵省にとつても損にはならぬ。炭住や土地をそのまま放置してあれば、もう寄り食いで債権者が来て何が何だかわからなくなつてしまふ。それがその金

が具体的に鉱害に及び、国の予算の節約になるのですから、これは一石二鳥、三鳥です。だから、追加買取すればよろしい。それを民生安定のためにやれば、民の喜びも出てくる。少しも損にはならぬ。会社も損にはならぬ。こんなものは売ろうと思つても売れはしない。したがつて、何か不動産会社みたいなものをつくらせて、しばらく損を覚悟でやつていくというふうにしなればできない。そうするとこれはみんな関係者が喜んで、そういう政策の前進にもなるならば、こんないいことはないじゃないですか。だから買い上げてやるべきではないか。そうして買い上げたあとに、岡田さんのほうの地方財政の問題との関連をつけていく。これはどうですか。少しも損はないと思ふ。

○井上政府委員 私、最初の答弁は、滝井先生の御趣旨を若干勘違いいたして答弁した節がありましたが、ただいまの御質問を聞きまして問題の焦点が明らかになったわけですが、今日まで新方式で処理してきた、その山についての炭住を追加して買うということ、これはとてもできないことだと思ふのです。私先ほどお答えしましたのは、滝井先生の御提唱で総理出席のもとにお約束しました、今後旧方式で行なうというふうなものについては、これは現行法のたてまえで処理してまいりますから、場合によりまじょうし、そういう問題、炭住を買うなんという場合も起こるかも知れまじょうし。しかしこれは先ほど答弁いたしましたように、四十一年度以降ですと、私ももうちょっと明快な答弁ができるのですが、何分にも四十一年度につきましては、予算がすでに決定いたしておるわけでございますので、この中で旧方式の予算がいろいろなものをつけ加えましてごっそり持つていかれますと、これは鉱業権者だつて賠償の連帯義務者になるということだけでもたいへんな措置でございますまして、そこへ持つてきて現行の四十年年度予算の範囲内で考えますときには、これをどういふふう運用するか、しばらく検討させていただきますたいと私考えておるわけでありまじょうし。ただあくま

でも、旧方式というからには現行法のたてまえで運用するということは申し上げられるわけでございます。ちよつと予算問題があるものですから、いま明快な答弁ができかねるわけでございます。○滝井委員 その炭住が旧方式なり新方式でたまたま買い上げに残つておつた、それは依然として、担保等にはなつていないかも知れぬけれども、鉱業権者の所有である。すでに鉱区を抹消し、あるいは鉱区を譲渡した鉱業権者の、依然として所有である。その鉱業権者がばく大な鉱害を持つておるといふときには、これは買い上げてやつても国はちよつと損はない。財産を買い上げるのですから、また、その買い上げた価格で一括して実際に払い下げてもいいのです。鉱業権者の話になると、債権者との関係がきたり何かして話が非常にむずかしくなる。合理化事業団ということになると、買い上げた価格もはつきりしているし、単純にものが処理できるわけですね。ことしとは言いません。四十一年度でもけっこうですから、もし鉱業権者が炭住を持つておる、スラム街化する傾向もある、民生安定上やはりこれは一括して何らか炭住の再編成をはかる必要があるというふうな場合に、これを追加買い上げしてやつても悪くはないじゃないか。一体追加買い上げのどこに隘路があるかということなんです。ことしではないのです、来年からでもいい。

これはたとへば、大手はみんな第二会社をつくらせております。第二会社の労働者は、この炭住に住まわしておるわけですね。ところが、第一会社のときには五千人も八千人も使つておつた。第二会社になると、ばつと五百人か六百人になつてしまふ。そうすると炭住の中では、暁の星のように第二会社が住んで、あとは全部第一会社時代の人、生活保護で入つてきた人、縁故を伝つて入つてきた人、いろいろな人が入つてきておる。そこで炭住の秩序がとれない。いままでは労働管理的な色彩を持つて統制をとつていた炭住が、ばらばらになる。それでは一体だれが修理その他をするかということになると、第二会社の者が入つてお

るところは修理するかも知れぬが第一会社のかつての労働者のところは修理をしない。修理をするすれば、不動産会社か何かつくて家賃をとって修理する以外にない。ところが高い家賃をとって修理するようなことになれば、みんな払わないですよ。家賃をとって修理するなんていうと、ごたごたが起るものなんですよ。だからそういうところは一括して買い上げてやりなさい、こういうことです。この問題はちっとも無理はないと思うのです。何もただ金をやれというのではないのです。買い上げなさい。買い上げた炭鉱は、その金を今度は鉱害のほうに出さねければ、大手だつて何十億という鉱害を持っておるのに、留保金は五億か六億か七億しか留保していないでしょう。その大手の炭鉱から手出しをしなければならぬ。手出しをしようといつたって簡単にいかなぬ。そういう土地と建物を売った金だけ押えておけばそのほうが得だ、炭鉱も一挙に何億という金が入ってくるのですからね。そういう意味から、こしでなくてもいいから、来年度からそういう道を考えてくれませんか、こういうことです。これはきょう御答弁ができません、あすも一ぺん建設大臣と通商産業大臣に来てもらつてやりたいと思うのです。これは民生安定から考えても、スラム街化する手はないでしょう。スラム街化しつつあります。そこらあたりは御答弁ができません、あすに留保いたします。

○井上政府委員 あすを待たずして答弁ができませんので答弁をさせていただきますが、最初は私井井先生のお話を先ほど申し上げましたように少し勘違いをいたしました、追加買い上げというお話をされたものですから、新方式で処理いたしましたもので、井井先生御指摘のような事態にある事例をたくさん知っておるものですから、そこで率直に言ひましてきょうといたしたわけでございますが、四十一年度以降でいいから、ただいまのようなことを検討しろということでございますならば、私最大限の努力をいたして検討したいというふうに考えます。

○井井委員 追加買い上げですから、これは去年新方式で交付が決定をした、しかし炭住と土地は残っているというものについて、こしはもう八月から予算編成が始まりますから、そのときにこういうものを入れますという事になれば、現地は非常に安心するわけです。そんなものがたがた騒ぐ必要はない、来年には可能性はあるぞ、そういうことになる。そうすると合理化事業団にそれを買い上げてもらつて、そしてそれを今度は地元市町村なりに払い下げるか、あるいは住宅公団に払い下げて、そして住宅公団が改造に乗り出せばいいわけです。だから、そこらあたりは道がつくわけです。いま鉱業権者が持ったままでは道がつかない。鉱業権者もそれだけの意欲がないです。そういう点ですから、なおもう一ぺんあす大臣に来てもらつてお聞きします。できれば田中大蔵大臣に来てもらえば、田中さんは住宅に熱心だから……

それから、これはこの前総理に言つたから、ついでにきょう言うことになるわけですが、特に福岡県を例にとれば、鉱害の復旧費における負担区分で、鉱業権者はうんと軽減したために、国と県との、特に有資力分の負担が増加したわけですね。こしを見て、福岡県で四千万円程度の負担増になるわけです。そこで、これを見てみますと、基準財政需要額にも入っていないわけですね。たとえば農地で一・〇五が一四・四五と三・四％上がるわけですね。家屋で一・〇％が一三・三％上がるわけですね。この負担分は基準財政需要額にさへ入っていないわけですね。県は被害者なんです。しかし、民生安定、国土保全の立場から、県は受益者の立場にあるんだ、したがって、鉱業権者の負担を軽減したら、その分だけ国と県が持つのは当然だ、これはいわば政治の中核に当たるものなんだから、持つのは当然だ、国土保全なんだから、こういう言い方をして、県が負担をかけることになっておるわけです。ところが、だんだん鉱害が多くなつてくると、県の負担が異常に増加してくるわけです。もちろんこの県の負担

する分については、八割は起債で見、二割は交付金で見ることになっておる。特に普通交付税で見るとは、その八割のうちの五割七分ですか。それから二割の交付税で見るという分は、その二割の八割が交付税で見られるわけですね。したがって、実質的な県の負担は六一・六か何か、六割ちよつとぐらゐになるわけです。しかし、これは現実的に最終的にそうなるのであつて、しかもその特別交付税なり普通交付税にどういう形で入つておるか、ひもつきではないわけですから問題があるわけです。やはり疑問が残る。実際は、その補てん額は、特別交付税のごときは要求した額の八割ぐらゐしか認めないというのが定説になつておるような状態ですから、したがって、もし一・〇五の農地の負担を一四・四五にしたのを、引き下げるのがどうしてもできないとすれば、これは残念ながら岡田さんのほうのベースで見てもえるかどうかということになる。これは、岡田さんのほうとしては、そんなばかなことではない、石炭政策のしわざが地方財政に寄せることは何事だ、こう聞き直つてくると思うのです。そうすると私は立つ瀬がないわけですよ。サンドイッチになる。岡田さんのほうからは拒否される。井上さんのほうからは、これはやつてしまったのだからだめです、大蔵省も、ということになると、サンドイッチになる。サンドイッチになるのを助けたまえ、こういうことになる。何かサンドイッチにならぬようにしてもらわねと困る。昔、幸い特鉱という前例がある。これは自治体が一割負担をすればいいということになる。そこで私たちがこれを一割にしてくれということになると、先日総理やあなた方が言つた、年々賠償について、これは国土保全の立場からやはり幾分県が持ちなさということになるかもしれない。そういう場合の予防線というわけじゃないけれども、やはり私は県の負担は一割が限界じゃないかと思う。これから七百億、八百億の鉱害復旧が起つてくる。その八割は福岡県にあるわけです。そうすると、福岡県とか、佐賀県とか、長崎県とか、山口県と

か、福島県のような、こういう財政力の衰弱した県が、いま言つたような鉱業権者の肩がわりをしてやるということは、国民感情、県民感情としてこれは許されないわけです。こういうのを持ていつたって、県議会を通らないです。これはこの前ここで県会の議長が来て言つておつたとおりです。そこでこれを何らかは措置してもらふ必要があると思う。きょう御答弁ができません、もうきょうは十二時半になりましたから、次会でけつこうですから、少し通産当局と自治当局とが相談をして、私はこれは何らかしてもらわなければならぬと思うのです。これはむしろ臨鉱法のところでやつたほうがいいと思うのです。しかしきょう宿題にしておかぬと、この次になつてから、そんなことは、先生、もうちよつと早くから言つてもらわねと困る、法案を上げる前になつてから、目に指を突く込むようなことを言つてもらつては困る、こうなるから、前もつて――きょううで三回目だ。三度ぐらゐ言つておけば、私の顔も三度で、大脳に焼きつけられることになるから、一応印象だけは焼きつけておいて、その上で一ぺん相談をしておいてもらいたいと思うのです。この問題は細谷さんが詳細に質問するかさ上げの問題とも非常に関連をしますから、ひとつ相談をしてくるかどうか、その答弁だけ聞いて、終わります。

○井上政府委員 鉱害復旧の補助率の引き上げを行なう方針を今度きめたわけでございますが、御承知のように、鉱害復旧につきましては、一般の鉱害賠償と違ひまして、臨鉱法の精神は国土保全、民生安定という趣旨で、特に無資力のものにつぎまして、府県におきまして善処するという体系になつておるわけであつて、そういう民生安定、国土保全という趣旨から行なう復旧でございますので、もちろん主体は、国が大多数の資金を出すことになつて、地方公共団体も何分の負担はしていただくという趣旨でございますので、やはり国の補助率をきめたいとともに、地方公共団体にも御協力いただきたい

というのが、私どもの基本的な態度でございます。したがって、そうなりますと、滝井先生のおっしゃったように、あと地方財政でどうしてくれるというようなお話になろうかと思ひますが、この点につきましては、十分自治省、大蔵省等ともお打ち合わせして善処したいというふうに考えております。

○滝井委員 それではもう一ぺん質問をしますから、ぜひひとつ一ぺん打ち合わせして、一応の基本方針を出していただいて、次会に質問させていただきます。

では、これで終わります。

○加藤委員長 次会は、明四月一日午前十時より理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会